

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 19 日 (金) 第 192 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○鹿 児 島 県 公 印 規 程 等 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)

(学事法制課取扱い) 1

訓

令

### 鹿 児 島 県 訓 令 第 1 号

鹿 児 島 県 公 印 規 程 等 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 公 印 規 程 等 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

(鹿 児 島 県 公 印 規 程 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 公 印 規 程 (昭 和 27 年 鹿 児 島 県 訓 令 甲 第 8 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 8 条 第 3 項 を 削 る。

(鹿 児 島 県 文 書 規 程 の 一 部 改 正)

第 2 条 鹿 児 島 県 文 書 規 程 (昭 和 60 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 10 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 25 条 第 2 項 を 削 る。

第 26 条 第 1 項 た だ し 書 中 「 県 の 機 関 相 互 間 の 文 書 又 は 権 利 の 得 喪 若 し く は 変 更 に 関 係 の な い 」 を 「 次 に 掲 げ る 」 に 改 め , 同 項 に 次 の 各 号 を 加 え る。

(1) 国 又 は 他 の 地 方 公 共 団 体 に 発 す る 文 書 で 当 該 国 又 は 他 の 地 方 公 共 団 体 が 公 印 を 押 印 し ない で 発 す る こ と を 認 め た も の

(2) 県 の 機 関 相 互 間 の 文 書

(3) 権 利 の 得 喪 又 は 変 更 に 関 係 の な い 文 書

第 39 条 第 1 項 中 「 保 存 文 書 借 覧 簿 (別 記 第 17 号 様 式) に 所 要 事 項 を 記 入 し て 」 を 削 り , 同 条 第 2 項 中 「 他 人 に 転 貸 し , 又 は 」 を 「 転 貸 し , 」 に , 「 若 し く は 」 を 「 又 は 」 に 改 め る。

別 記 第 3 号 様 式 (表) 中 「 ㊟ 」 を 削 る。

別 記 第 17 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

第 17 号 様 式 削 除

(鹿 児 島 県 出 先 機 関 文 書 規 程 の 一 部 改 正)

第 3 条 鹿 児 島 県 出 先 機 関 文 書 規 程 (昭 和 62 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 23 条 第 2 項 を 削 る。

第 24 条 第 1 項 た だ し 書 中 「 県 の 機 関 相 互 間 の 文 書 又 は 権 利 の 得 喪 若 し く は 変 更 に 関 係 の な い 」 を 「 次 に 掲 げ る 」 に 改 め , 同 項 に 次 の 各 号 を 加 え る。

(1) 国 又 は 他 の 地 方 公 共 団 体 に 発 す る 文 書 で 当 該 国 又 は 他 の 地 方 公 共 団 体 が 公 印 を 押 印 し ない で 発 す る こ と を 認 め た も の

(2) 県 の 機 関 相 互 間 の 文 書

(3) 権 利 の 得 喪 又 は 変 更 に 関 係 の な い 文 書

第 37 条 第 1 項 中 「 , 保 存 文 書 借 覧 簿 (別 記 第 18 号 様 式) に 所 要 事 項 を 記 入 し て 」 を 削 る。

別 記 第 2 号 様 式 中 「 あ て 名 」 を 「 宛 名 」 に , 「 受 領 者 印 」 を 「 受 領 者 」 に 改

める。

別記第3号様式中「あ て 名」を「宛 名」に、「受領者印」を「受 領 者」に改める。

別記第4号様式（表）及び別記第4号様式の2（表）中「㊟」を削る。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式 削除

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。